

J R 東海労幹関西地「発」第2号  
2020年9月8日

株式会社関西新幹線サービック  
代表取締役社長 小寺 忠幸 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「出勤時の検温実施」に関する申し入れ

9月10日から、新大阪第二事業所において、新型コロナウイルス感染防止のための検温が実施される。すでに、8月18日から、営業科社員は実施している。

検温の測定方法は、出勤時に各自が非接触型体温計で体温を測定し、平熱か否かを当直に申告するとしている。また、検温の結果が37.5℃以上の場合、業務に従事させないとしている。

9月10日から実施される測定方法は、8月18日から実施されている内容と同じであるが、検温の測定方法や測定時期に問題がある。さらに、就労不可と判断したときの勤務の取り扱いが明確になっていない。

したがって、下記の通り申し入れるので早急に回答すること。

1. 検温は、出勤時に各自が非接触型体温計(以下、体温計という)で体温を測定し平熱か否かを当直に申告するとしている。しかし、各自が体温計を握ることによって、握った部分から新型コロナウイルスに感染する恐れがある。よって、検温は各自が実施するのではなく当直が行うこと。
2. 出勤時に各自が検温し当直に申告するとしているが、出勤時とは点呼時のことなのか明らかにすること。  
点呼時の検温が、人数や体温計の数などの関係で実施出来ない場合は、5分の超勤対応で点呼前に実施すること。  
また、掲示にある出勤時ではなく、出勤前の検温測定は行わないように社員などに周知徹底すること。
3. 37.5℃以上の場合、業務に従事させないとしている。また、37.5

℃未満であっても、心身状態により業務に従事させないとしている。  
就業不可と判断したときの勤務認証を明らかにすること。

4. 第二事業所の管理者に就業不可と判断したときの勤務認証を確認したところ、無給休暇（私傷病休暇）、もしくは本人が希望したら年次有給休暇という回答が得られた。しかし、今回の検温の結果（37.5℃以上）により就業を不可とする場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまる。よって、勤務認証は、第二事業所の管理者が言うような無給休暇や年休の取り扱いではなく、現行実施している新型コロナウイルス感染防止のための賃金100%補償の自宅待機とすること。
5. 検温実施については、8月18日から当分の間としている。検温をやめる時の判断を明らかにすること。
6. 今回の検温の実施は、JR東海会社からの要請なのか。サービック会社の独自の判断なのか明らかにすること。

以上